

一般社団法人瀬戸青年会議所定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人瀬戸青年会議所(SETO JUNIOR CHAMBER INCORPORATED)と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を愛知県瀬戸市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、経済、社会、文化等の向上を図り、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 経済、社会、文化等に関する研究、改善及び発展に関する事業
- (2) 青少年及び市民のための慈善、社会奉仕及び社会福祉に関する事業
- (3) 住みよい街づくりのための環境改善に関する事業
- (4) 公益社団法人日本青年会議所、国際青年会議所、国内及び国外の青年会議所並びにその他諸団体との提携に関する事業
- (5) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、愛知県瀬戸市及び近隣の行政区域において実施する。

(運営の原則)

第5条 この法人は、特定の個人、法人及びその他の団体の利益を目的として、その事業を行わない。

2 この法人は、これを特定の政党のために利用してはならない。

第2章 会 員

(会員の種類及び資格)

第6条 この法人の会員は、次の4種類とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・財団法人法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した愛知県瀬戸市及びこれに隣接する行政区域に居住又は勤務する満20才以上満40才未満の品格ある青年。
但し、事業年度中に満40才に達する時は、その年度内は正会員の資格を有するものとする。
- (2) 特別会員 満40才に達した年の事業年度末まで正会員であった者で、理事会で承認されたもの。
- (3) 名誉会員 この法人の目的に賛同し、この法人に功労のあった者で、理事会により

承認されたもの。

- (4) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、その事業の発展を助成しようとする個人又は団体で、理事会により承認されたもの。

(会員の権利)

第7条 正会員は、この定款に別に定めるもののほか、この法人の目的達成に必要なすべての事業に参加する権利を平等に享有する。

(会員の義務)

第8条 この法人の会員は、この定款その他の規程を遵守し、この法人の目的達成に必要な義務を負う。

(入会)

第9条 正会員になろうとする者は、入会申込書を理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の申込みを受けた時は、理事会の承認を得て入会を許可する。

(入会金及び会費等)

第10条 会員は、総会の決議において別に定める規程により、入会金及び会費を納めなければならない。

2 既納の入会金及び会費は返還しないものとする。

(会員の資格の喪失)

第11条 この法人の会員は、次の各号の一つに該当するときは、その資格を失う。

- (1) 退会したとき。
- (2) 除名されたとき。
- (3) 死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。
- (4) 破産手続開始の決定を受けたとき又は後見開始若しくは保佐開始の審判を受けたとき。
- (5) 総正会員の同意があったとき。
- (6) 解散したとき。

(退会)

第12条 会員が退会しようとするときは、その年度の会費を納入し、理事会に報告のうえ、速やかに退会届を理事長へ提出しなければならない。

(除名)

第13条 会員が次の各号(やむを得ない理由によりこの法人の活動に参加できない会員で理事会の承認を受けたものにあつては、第4号を除く。)の一つに該当するときは、総会において総正会員の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の名誉を汚し、又は信用を失わしめるような行為があったとき。
- (2) この定款又は総会の決議を違反したとき。
- (3) 会費納入義務を著しく履行しないとき。

(4) 総会、例会等への出席義務を著しく怠ったとき。

(権利の喪失)

第 14 条 退会した者又は除名された者は、会員としての一切の権利を失い、既に納入した会費の返還、その他この法人の資産に対して何らの請求をすることができない。

第 3 章 役 員 等

(役員の種類及び選任)

第 15 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3 名以上 16 名以内

(2) 監事 1 名以上 2 名以内

2 理事のうち 1 名を理事長、1 名以上 4 名以内を副理事長、1 名を専務理事とする。尚、副理事長は専務理事を兼任する事を可能とする。

3 前項の理事長をもって、一般社団・財団法人法の代表理事とし、副理事長及び専務理事をもって一般社団・財団法人法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

4 役員は正会員でなければならない。ただし、監事はその限りではない。

5 理事のうち、同一の親族、特定企業の関係者又は所管する官庁の出身者(現職を含む。)が占める割合は、それぞれ理事現在数の 3 分の 1 を超えてはならない。また、同一の業界の関係者が占める割合は、理事現在数の 2 分の 1 を超えてはならない。

6 監事は、相互に親族その他特別の関係にある者であってはならない。

7 理事及び監事は相互に兼ねることができない。

(理事の職務)

第 16 条 理事は、理事会を構成し、この定款の定めるところによりこの法人の業務の執行決定をする。

2 理事長は、この法人を代表し、業務を統括する。

3 副理事長は、理事長を補佐して業務をつかさどり、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事会があらかじめ定めた順位に従い、その業務執行に係る職務を代行する。

4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、業務を総括する。

5 理事長、副理事長及び専務理事は、毎事業年度に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務)

第 17 条 監事は、次の職務を行う。

(1) 理事の職務執行を監査する。

(2) いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、又はこの法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(3) この法人の業務並びに財産及び会計の状況を監査する。

- (4) 理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくはこの定款に違反する行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。
- (5) 理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
- (6) 総会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べることができる。
- (7) 必要があると認めるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求することができる。
- (8) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を開催日とする理事会の招集通知を発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。
- (9) 理事会が総会に提出しようとする議案、書類、電磁的記録その他の資料を調査しなければならない。この場合において、法令若しくはこの定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告しなければならない。
- (10) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(役員 の 任期)

第 18 条 理事として選任された者は、選任された年の翌年の1月1日に就任し、その年の12月31日に任期が満了する。ただし、補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

- 2 監事として選任された者は、選任された年の翌年の1月1日に就任し、選任された翌々年の12月31日に任期が満了する。ただし、補欠により選任された監事の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は再任されることができる。
- 4 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員 の 辞任 及び 解任)

第 19 条 役員は、理事会の承認を得て辞任することができる。

- 2 役員が、次の各号の一つに該当するときは、総会において総正会員の4分の3以上の議決をもってその役員を解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
 - (1) 心身の故障のため、職務の執行にたえられないと認められたとき。
 - (2) 職務上の著しい義務違反、その他役員にふさわしくない行為が認められたとき。

(直前 理事長)

第 20 条 この法人には、直前理事長を置く。

- 2 直前理事長は、前年度の理事長をもってあてる。
- 3 直前理事長は、理事会に出席し意見を述べるができる。
- 4 直前理事長の解任には、前条第2項の規定を準用する。この場合において、同項中「役員」とあるのは、「直前理事長」と読み替えるものとする。

(顧問)

第20条の2 この法人に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、この法人の正会員であることを要し、理事会の承認を得て、理事長が委任する。
- 3 顧問は、理事長の要請に応じて、理事会に出席し意見を述べるができる。
- 4 顧問の任期には、第18条第1項の規定を準用する。
- 5 顧問の解任には、第19条第2項の規定を準用する。この場合において、同項中「役員」とあるのは、「顧問」と読み替えるものとする。

(責任の免除等)

第21条 この法人は、役員的一般社団・財団法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 この法人は、外部監事との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を理事会の決議によって締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第4章 総 会

(総会の構成)

第22条 この法人の総会は、すべての正会員をもって構成する。

(総会の種類)

第23条 この法人の総会は、定時総会及び臨時総会の2種類とする。

- 2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

(総会の権限)

第24条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を決議する。

- (1) 役員を選任及び解任
- (2) 理事長・副理事長・専務理事の選出
- (3) この定款の変更
- (4) 事業計画及び収支予算の決定並びに変更
- (5) 事業報告及び会計報告の承認
- (6) この法人の解散及び残余財産の処分方法

- (7) 会員の除名
- (8) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (9) 合併、事業の全部又は一部の譲渡
- (10) 理事会において総会に付議した事項
- (11) 会員資格規程第4条第1項の変更及び廃止
- (12) その他この法人の運営に関する重要な事項

(総会の開催)

第25条 定時総会は、毎年1月に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事会が総会の開催の必要を決議したとき。
- (3) 監事から、会議の目的である事項を示して請求があったとき。
- (4) 正会員の5分の1以上の者から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により開催の請求があったとき。

(総会の招集)

第26条 総会は、理事会の決議に基づき理事長が招集する。ただし、総正会員の同意がある場合には、その招集手続きを省略することができる。また、前条第2項第2号に基づく場合は、理事が招集することができる。

- 2 理事長は、前条第2項第2号から第4号までに規定する場合にあっては、議決又は請求のあった日から30日以内の日を開催日とする臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会の招集は、会議の目的である事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面をもって、開催日の10日前までに正会員に通知しなければならない。
- 4 理事長は、あらかじめ正会員の承諾を得たときは、当該正会員に対し、前項の書面による通知の発送に代えて、電磁的方法による通知を発送することができる。

(総会の議長)

第27条 総会の議長は、その総会において、出席正会員のなかから選任する。

(総会の決議)

第28条 総会は、正会員の2分の1以上の出席により成立し、その議事は一般社団・財団法人法第49条第2項及びこの定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は、正会員として議決に加わる権利を有しない。

(議決権)

第29条 正会員は、それぞれ1個の議決権を有する。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席することができない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面により議決権を行使し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合において第28条の規定の適用については、

出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第 30 条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、議長が指名する議事録作成者が作成し、少なくとも次の事項を記載し、出席した正会員のうちからその会議において選出された議事録署名人 2 名以上が議長とともに署名押印しなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 正会員の現在数
- (3) 総会に出席した正会員の数(書面による議決権の行使者等を含む)
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- (7) 出席した理事及び監事の氏名

3 議事録は総会の日から 10 年間事務局に備え置かなければならない。また正会員及び債権者は、業務時間内はいつでも当該書面の閲覧又は謄写の請求をすることができる。

第 5 章 理 事 会

(理事会の構成)

第 31 条 この法人に理事会を置く。

2 この法人の理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事会の種類)

第 32 条 この法人の理事会は、理事会及び臨時理事会の 2 種類とする。

(理事会の権限)

第 33 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 総会の決議した事項の執行に関すること。
- (2) 総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定。
- (3) 理事の職務の執行の監督。
- (4) 次に掲げる規程の制定、変更及び廃止

運営規程

会員資格規程 (同規程第 4 条第 1 項を除く。)

役員選出規程

庶務規程

事務局職員規程

- (5) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定

2 理事会は、次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を理事に委任することはできない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制の整備（理事の職務の執行が法令及びこの定款に適合することを確保するための体制の整備）
- (6) 第 21 条第 1 項の責任の免除及び同条第 2 項の責任限定契約

（理事会の開催）

第 34 条 理事会は毎月 1 回開催する。

2 臨時理事会は次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を開催日とする理事会の招集通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 第 17 条第 7 号又は第 8 号に定めるとき。

（理事会の招集）

第 35 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、理事長が招集する。

2 理事長は前条第 2 項第 2 号に基づき理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求があった日から 2 週間以内の日を開催日とする臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、開催日の 3 日前までに各理事及び各監事に対し通知しなければならない。

（理事会の議長）

第 36 条 理事会の議長は、理事長又は理事長が指名する理事及び直前理事長がこれにあたる。

（理事会の決議）

第 37 条 理事会は、理事の 3 分の 2 以上の出席により成立し、その議事は、この定款に別に定めるもののほか、議決に加わることのできる理事の過半数をもってこれを決する。この場合において、議長は理事として議決に加わる権利を有しない。可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

（決議の省略）

第 38 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提

案について議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(理事会の議事録)

第 39 条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議事録が書面をもって作成されているときは、当該理事会に出席した理事長及び監事はこれに署名押印しなければならない。

第 6 章 例会及び委員会

(例会)

第 40 条 例会は、原則として毎月 1 回以上開催する。

2 例会の運営は、事業計画に基づき理事会でこれを定める。

3 例会は、主として正会員をもって構成する。

(委員会の設置)

第 41 条 この法人は、その目的達成に必要な事項を調査、審議及び実施するために委員会を置く。

(委員会の構成等)

第 42 条 委員会は、委員長 1 名、副委員長及び若干名をもって構成する。

2 委員長は、理事のうちから理事会の承認を得て、理事長がこれを任命する。

3 副委員長及び委員は、正会員のうちから理事会の承認を得て理事長がこれを任命する。

第 7 章 事務局

(事務局)

第 43 条 この法人は、その事務を処理するために、事務局を置く。

(備付け帳簿及び書類)

第 44 条 事務局は、次に掲げる帳簿及び書類を主たる事務所に 5 年間備え置くものとする。

- (1) この定款その他諸規程
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 認定、認可等及び登記に関する書類
- (5) 財産目録
- (6) 事業計画書及び収支予算書
- (7) 事業報告書及び計算書類等
- (8) 監査報告書
- (9) その他法令で定める帳簿及び書類

- 2 会員は前各号の帳簿及び書類をいつでも閲覧することができ、理事長は正当な理由なくして、その閲覧を拒むことはできない。

第8章 資産及び管理

(事業年度)

第45条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

(資産の構成)

第46条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 入会金
- (3) 寄附金
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第47条 この法人の資産は、理事長が管理する。

- 2 資産の管理方法は、理事会の決議を得て理事長がこれを定める。

(経費の支弁)

第48条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第49条 この法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を得て、総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第50条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得て、定時総会に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 公益目的支出計画実施報告書
- (4) 貸借対照表
- (5) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (6) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

- 2 この法人は、前項の通常総会の終結後遅滞なく、貸借対照表を公告するものとする。

- 3 決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すかこの法人の財産に繰り入れるものとし、剰余金の分配は行わない。

4 理事長は、定時総会の開催日の5日前までに、第1項記載の書類を事務局に備え付けて置かねばならない。

5 理事長は、定時総会終了後、速やかに、第1項記載の書類を公益社団法人日本青年会議所に提出しなければならない。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲り受け)

第51条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会の承認を得なければならない。

2 この法人が重要な財産の処分又は譲り受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を得なければならない。

第9章 情報公開及び個人情報の保護

(情報の公開)

第52条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

(個人情報の保護)

第53条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

(公告)

第54条 この法人の公告は、電子公告による。

2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第10章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第55条 この定款は、総会において、総正会員の4分の3以上の議決により変更することができる。

2 この定款に変更があった場合は、変更部分を明示して、速やかに公益社団法人日本青年会議所に提出しなければならない。

(合併等)

第56条 この法人は、総会において総正会員の3分の2以上の議決により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第57条 この法人は、一般社団・財団法人法第148条第1項第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総会において総正会員の4分の3以上の議決により解散することができる。

(残余財産の処分)

第58条 この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、総会において総正会

員の4分の3以上の議決により、この法人と類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に寄附するものとする。

2 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(清算人)

第59条 この法人の清算に際しては、清算人を総会において選任する。

(解散後の会費の徴収)

第60条 この法人は、解散後においても清算完了の日までは、総会の決議を経てその債務を弁済するに必要な限度内の会費を、解散の日現在の会員より徴収することができる。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。)第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記及び一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事である理事長は大澤充永、最初の業務執行理事である副理事長は梅村尚史、加藤健二郎及び谷大介並びに専務理事は長谷川敬とする。
- 3 整備法第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記及び一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第45条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。